

議員提出議案第3号

鳥取市に鳥取県立美術館の建設を求める決議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年2月22日提出

提出者	鳥取市議会議員	上	杉	栄	一
		〃		桑	田
				達	也
		〃		上	田
				孝	春
		〃		長	坂
				則	翁

鳥取市議会議長 房 安 光 様

鳥取市に鳥取県立美術館の建設を求める決議

鳥取県において、県立美術館建設基本構想の検討が行われ、全ての県民が文化芸術に出会う機会に浴するため、建設への取り組みを推進されていることは、時宜を得たものであり、早期実現を大いに期待するものである。

本市は鳥取県立美術館整備計画が平成 11 年に凍結されて以来、本市への美術館を建設されるよう毎年県に対し要望を行ってきた。こうした中、昨年 11 月には鳥取商工会議所など 19 団体でつくる「県都・鳥取市に県立美術館の建設を願う会」が 53,118 名の署名簿を県知事に提出したところである。

この署名活動には、経済団体、文化芸術団体、教育支援団体、自治会など多くの市民、東部圏域住民が賛同・協力され、政治、経済、文化、教育等の中核機能を有する県都・鳥取市に美術館建設がされるよう切なる願いが込められている。

本市は、地元自治体としての協力はもとより、これら多くの市民、団体等の参加・支援・協力を得る体制が整っているだけでなく、兵庫県北部エリアも含めた交通の要衝であり、国、県の文化施設や社会教育施設が多く所在していることから、相乗効果により美術館の魅力を倍増させ、県内外から多くの集客が期待できる。

鳥取県は、県立美術館建設に係る今までの本市との経緯を重く受けとめ、立地環境が最適である鳥取市に県立美術館を建設されるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成 28 年 2 月 22 日

鳥取市議会